令和4年8月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月10日(水曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
 - 4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
 - 6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 衞藤 榮一
 - 4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邉 清文
 - 7番 (欠席) 8番 藤本 哲朗 9番 (欠席)
 - 10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願いについて
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (相続)
- 報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について
- 報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について
- 報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

 事務局長
 藤原
 八栄
 主幹(統括) 梅木
 嘉子

 主査
 渡邉
 智美
 主査
 繁田
 寿美

7. 会議の概要

事務局長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただ今より令和4年8月定例総会を開催します。

新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスク の着用に、引き続きご協力よろしくいたします。

着席して進めさせていただきます。

安藤会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。

農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。

次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。

以後の議事の進行につきましては、会長よろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、 2番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。

番号1、大字山田字森清〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇の3筆で、登記簿地目は田で、面積は合計1,448㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、3番委員です。

番号2、大字戸畑字底尾野〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇

○番○、○○○番の4筆で、登記簿地目は田で、面積は合計3,051㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、○○の○○○さんで、譲受人は、○○○市の○○○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。

番号4、大字戸畑字離尾〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の3筆で、登記簿地目は田で、面積は合計3,369㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。

以上、5件です。

議長

それでは担当委員の説明ですが、

番号1を3番委員、

番号2、4、5を4番委員、

番号3を5番委員、説明お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。8月4日、申請者と推進委員と 現地立会いを行いました。土地の所在は、〇〇の〇〇公民館から上 に上って行った所に位置しています。兼業農家の譲受人が取得し、 耕作する予定です。現況は田んぼで、野菜を作付する計画です。権 利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢という事情による権利の 移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40 a以上あり、通作距離 は約1 kmで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて おり、農機具の所有状況はトラクターなどで、農業従事者は本人、 妻、子がおり、耕作に問題はありません。以上、報告を終わります。

推進委員

大変きれいに手入れされていました。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。8月2日、申請者がコロナの関係で立ち会えず、代理の方と事務局で現地立会いを行いました。土地の所在は、北山田の〇〇〇で、町道の〇〇〇と〇〇の中間点くらいから下に降りて行ったところになります。申請者の〇〇さんは〇〇〇にあるホテルのオーナーです。現況は遊休農地でした。登記上は田んぼとなっていましたが、重機を使わないと整地できない状況です。ここを整地して、観光農園とし、ホテル業と並行して活用していきたいとのことでした。権利の内容は所有権の移転で、許可後に整地をはじめ、玖珠町商工観光政策課に補助金の申請も考えているそうです。1~2年かけて、整備していくそうです。以上です。

農業委員

続けて、番号4、5の調査結果を報告します。8月2日、申請者2名と推進委員、事務局と現地の立会いを行いました。土地の所在は、北山田の〇〇〇です。町道〇〇〇線を進み、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ところを左に曲がって、1kmほど進んだところです。申請者2名ともに専業農家です。稲作を中心とした複合経営で、すでに譲渡人とは利用権設定をしており、稲を作付しています。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が高齢という事由です。二人ともそれぞれきれいに管理をしており、特に問題はないと思います。以上です。

農業委員

番号3の調査結果を報告します。7月31日、譲受人のご夫婦と、譲渡人、推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は、大字古後の〇〇で、〇〇〇の〇〇に隣接するくらいの奥のほうでした。山の中に、畑がある所です。所有権の移転です。申請者はまだ農業はやっておりません。今回農地を譲り受けて、通いで農業をしたいということです。〇〇〇に住んでおり、そこでの仕事もあり、しばらくは休みの日に農業をするということです。通作距離は約40kmになりますが、通作は可能です。また譲渡人は〇〇のほうに出て生活をしていて、通いながら農業をしていたそうです。その農業を引継ぐ形で申請者が農業をするということです。山の中で不便な所ですが、いずれは移住するということです。計画書も出ており、ネギ、大根、サツマイモを作付する計画です。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

無いようでしたら採決します。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(全員举手)

議長

全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申 請について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請です。 番号1、大字岩室字岩室〇〇番〇、大字岩室字棚田〇〇〇番〇 〇の2筆で、登記簿地目は田、面積は、合計で、295.66㎡で す。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、 貸家住宅を建築するためです。賃貸住宅1棟分の用地の転用です。 農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、1番委員 です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を 1番委員、お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。8月4日、申請者と推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は、県道〇〇〇〇線の岩室の〇〇の手前から50mほど岩室方面に入った所に位置しています。田んぼを住宅用地に転用する計画です。現況は水田の状態です。周囲には農地と宅地が存在し、隣接の農地や宅地への影響はない計画です。具体的な転用内容は、賃貸の平屋の住宅です。稲刈り後に着工し、田んぼが道より低いため、整地して建築をする計画です。周りの田んぼには取り付け道路がありまして、水の取り入れは別の場所にあり、問題ないように思います。以上です。

農業委員

補足します。メルサンホールから岩室方面の最初の○○の左に、 ○○○○に入った所で、周りは○○さんの田んぼでその一角に家を 建てるという計画です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

農業委員

これは、かさ上げするのか。排水はどこに出すのか。

事務局

かさ上げします。排水については、浄化槽を住宅の北側に設置します。パイプを自分の田んぼに埋設して、既存の水路に流します。 この水路は帆足都市下水路に流れ込むようになっています。

推進委員

ここは植えていないのか。

事務局

家を建てる予定のところは作付していないです。周りの田んぼを 作るため、畔は作って表土を端に寄せている状況です。

事務局

50cmほどかさ上げして道路のレベルに合わせます。

農業委員

ここは第2種農地でよいですよね。こういうことは出来るという ことですか。

事務局

今日お配りしている参考資料集をご覧ください。2種農地の許可基準を載せてあります。第1種農地に比べて、基準は緩くなります。ここの2種農地の判断は、線路と山に囲まれ、農地の集団としては小さいため2種農地としております。許可の基準は、他に代替地がなければ許可することができるとなっております。代替地の検討を出してもらっています。○○さんはあまり土地を持っておらず、ここの土地が道に面し、町水道もあるということで、ここに決めたようです。

推進委員

表土はそのままにしておくのですか。置いたままだと流れてしま うと思うのですが。

事務局

おそらく表土をはいで、かさ上げしていきます。また、土を置いている場所、4条申請の土地の横はあとで5条申請をする土地にもなりますので、表土は処分すると思います。

農業委員

造成する時、表土を入れると沈下するので入れません。

農業委員

4条で賃貸住宅でも可能なのか。

事務局

転用目的は4条も5条も同じ目的があり得ます。4条は土地の所 有者が自分で農地以外にする申請で、5条は所有者以外の人が家を 建てたりと農地以外にする申請です。誰がするかというところで申 請方法が変わってきます。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお 願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申 請について事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字岩室字棚田〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田で、面積は、322㎡です。5条の使用貸借で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、貸家住宅を建築するためです。賃貸住宅1棟分の用地の転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、1番委員です。

以上1件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を1番委員、お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。8月4日、申請者と推進委員と 現地の立会いを行いました。土地の所在は、先ほど説明しました4 条申請の隣です。現況は水田の状態です。使用貸借で、借人は弟の ○○○○さんになります。内容は、4条申請と同じで、具体的な転 用内容は、賃貸の平屋の住宅です。問題ないように思います。以上 です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

他に、質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

次に、議案第4号、非農地証明願いについて事務局説明お願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願いについてです。番号1、大字大隈字 北園〇〇番の1筆で、登記簿地目は畑で、面積は、696㎡です。 申請者及び所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇古んで、昭和40年頃に植 林したが、地目を変更していなかったため、今回の証明願いの提出 となりました。担当委員は、3番委員です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を3番委員、お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。8月4日に、申請者と推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇から奥に入った所です。現況は山林になっております。昭和40年頃には山林の状態だったそうです。今後は現状のまま管理します。以上報告を終わります。

推進委員

私が子供のころから山林の状態でした。一度、伐採か間伐して、 今の状態になっています。場所は○○山の下になります。

議長

それでは質疑はありませんか。

農業委員

これはどうして気づいたのか。

事務局

相続して、姉弟で確認していたら、山が畑だったということです。

農業委員

前から何度も聞いていることですが、これは無断で転用したとい うことでしょうね。

事務局

転用申請はしていないで植えているということです。申請者のお 父さんが植えて、申請者が覚えているのが昭和40年頃で、実際植 えたのはそれよりも前ではないだろうかということです。現在はか やの木を植えていますが、その前はスギかヒノキを植えていたそう です。実際いつからかだったかは申請者ももうわからないそうで す。非農地証明の基準に合致はしています。

推進委員

元々、山だった所にイモなどを作るということで開墾して畑にし ていたような所です。○○山のすそのです。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第4号、非農地証明願いに について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号、非農地証明願いについて、原案どお り決定し、証明書を交付します。

議長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。利用権の設定 の新規ですが、

3年未満が 1 件で、

 $1, 972 \,\mathrm{m}^2$

3年から5年が3件で、

 $7, 281 \text{ m}^2$

10年以上が 2件で、 7,068㎡、

以上、合計 6件で、面積が 16,321㎡です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員 (挙手)

議長
全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。

議長
以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が2 件出されております。内容は相続による所有権の移転です。詳細は、 ご一読ください。

報告第2号、農地法第18条合意解約通知書が2件出されております。詳細は、ご一読ください。

報告第3号、農地法第18条の第6項の規定による通知書が1件 出されております。詳細は、ご一読ください。

報告第4号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。法人は、大隈の(有)○○○○です。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。

議長 何か質疑はありませんか。

議長

議長

無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。

(省略)

議長その他、委員から何かありましたらお願いします。

それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会8月定例総会を閉会します。

10